

## 企業年金減額の圧力をどう見る？どう跳ね返す？

金融危機で株価が暴落し、公的年金も企業年金も資金運用成績が大幅に落ち込みマイナスになっています。運用利回りの悪化による積み立て不足を補填すべき母体企業の業況とも相まって、企業年金受給者にとって大変不安な状況になっています。

今号は社会保険労務士で企業年金問題に詳しい方に寄稿して頂きました。

### **財界が企業年金制度を改悪**

財界・日本経団連は、企業が企業年金の運営上のリスク負担を軽減したり回避したりする目的で幾つもの政策要求を政府に実現させて来ました。その一つは実質的に「不確定給付年金」という大変質となる制度に「確定拠出年金」というピント逸らしの名称を付けて導入したことです。これはアメリカの401kに倣ったもので、退職金の確保は労働者の自己責任とさせるに至りました。

また、企業の負担を軽減するために、厚生年金基金が厚生年金の代行部分の返上を可能とする、確定給付企業年金制度を作りました。

企業にとって最も効果的な負担軽減は年金減額です。既に現役では労使間の協議で退職年金規程の改悪が実行されていますが、さらにもっと大胆に、退職者（年金受給者）の年金減額も容易に出来るよう、5年前から規制改革要求の中に掲げるようになりました。

受給者の年金減額は制度発足当初から元々想定されておらず、厚生年金基金の根拠法である厚生年金保険法にも減額の定めはありません。それにも関わらず財界が政府に要請を重ねて、旧厚生省年金局長通知という形で、例外的に条件付きで減額を可能とするルールを1997年に作ったのです。条件は「母体企業の経営状況が債務超過の状態が続く等著しく悪化している場合」、「掛け金の大幅上昇で負担困難が見込まれる場合」等とされています。

そして減額する場合は受給権者の3分の2以上の同意を得ることなどの手続き上のルールも定められています。

### **「規制改革」の名で更に改悪を画策**

財界・日本経団連は、こうした条件や手続きルールに対して「行政が規制を行なうべきではない、当事者である労使自治に任せよ」と一段と手続き簡略化などハードルの引下げ要求をエスカレートさせています。特に、現役の労働組合が企業と合意すれば、受給者の減額ができるとか、減額の理由も問わな

いよいよようにせよとか、を掲げているのは重大です。

これが実現すると、経営が危ない状況でなくても、国際競争力をつけるためとか、利益を増やすためとか、名目が何であれ、年金受給者に犠牲を及ぼすことを受給当事者の意向に関係なく現役の労働組合との協議だけで決めることが可能になってしまいます。

また、年金減額を行なう場合、減額不同意者に用意すべき選択肢である、一時金についての最低基準などの規定も厳しいから、労使の合意で一時金を、いかようにも決められるようにせよ、という要求項目もあります。

これらは給付減額に同意しないなら年金受給権を放棄して別の一時金を選べ、ということの意味し、年金制度としては自殺行為です。

### **企業年金連合会も改革要求**

更に重大なのは、企業年金連合会も受給者に対する年金を減額し易くするようとの規制改革要求を厚生労働省へ度々出しています。この組織は厚生年金保険法に基づいて設立されている唯一の公法人として、加入している労働者・元労働者の利益を守るべき立場と、社会的責任があるにも関わらず、「給付減額の要件・手続きの緩和」など基本的に企業の立場にそった要求を出したのです。

### **厚生労働省が「企業年金研究会」で議論**

厚生労働省は、企業年金法の見直しに向けて、学識経験者を集めて企業年金研究会を06年10月から開始しました。この種の研究会の議論が労政審議会を経て法律の「改正」へと進む流れになっており、警戒すべきと考えられます。ここでは日本経団連や企業年金連合会から出されている規制改革要求が議論されていく見通しです。ここには未だ受給者の減額問題はマナ板に乗っていませんが、大企業・財界が史上最高の利益を稼ぎ出していた時でさえ受給者の減額を要求しており、今ではその減額要求は一段と鋭くなっていますから、予断を許さない状況と考えられます。

### **これから大事なことは？**

財界・大企業は利益確保のため、政府に「規制改革」を突きつけ、派遣法など労働法制、医療制度、食品、農業、金融、教育、官から民へなど様々な面で国民各層を困らせてきました。各層を分断するマインドコントロールも進めてきており、この分断を乗り越えて「大企業の横暴は許さない」、との世論作りと運動が鍵と考えられます。この企業年金問題では受給額が多い人も少ない人も、企業年金の受給者も現役も、また企業年金の制度のない人も、根底ではお互いに繋がりあう共通問題だとの観点で連帯を広げていくことが求められているのではないのでしょうか。

特定社会保険労務士 稲邑明也 (年金者組合員)

企業年金コーナーに関するご質問等は 中央執行委員 山本 寛までご連絡下さい。